

## 意見書

平成18年8月23日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105 - 7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105 - 7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105 - 7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) にっぽん かぶしがいいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105 - 7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ボーダフォン株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

はじめに、「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書案(以下、「報告書案」という。)に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

下記に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

## 総論

1985年の電気通信事業の自由化以降、各種技術革新や規制緩和等の影響もあいまって、電気通信市場は目覚ましい発展を遂げて来ています。しかし、その一方で、依然として既存事業者と競争事業者との間には、この事業分野が独占事業からスタートしたという構造的要因(ボトルネック性やドミナンス)に起因する各種の問題が存在し続けており、市場における公正な競争環境を形成するために各種規制や政策を必要としている状況にあります。

現在、電気通信市場は IP 化の進展という新たな市場環境変化のステージを迎えていますが、前述のこの市場における構造的要因に基づく各種問題は、今後も継続して存在し続けるものと考えられ、公平な競争環境下での真の意味での事業者間競争の促進こそが、消費者便益を最大化するものであることを考慮すると、次のような視点から競争ルール整備に関する継続的な取り組みが必要になるものと考えます。

- ・ IP 化への移行は一日にして完了するものではなく、相応の期間の移行ステージが必要になることを考慮すると、当面は既存ルールを維持・継続するとともに、現存する未解決の事業者間の競争上の問題について早急に対処する必要があること。
- ・ IP 化への移行により生じる新たな競争上の問題について、事前に必要な措置を実施しておく必要があること。

また、競争環境整備上の最大の課題である NTT グループの構造問題が、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)により2010年の議論に先送りされたことを考慮すると、その他の競争上の問題について早急に対処がなされる必要があるものと考えます。

今回の報告書案は、こうした視点を踏まえ、総務省において IP 化の進展に伴う競争ルールの整備について具体的な方向性を示すとともに、取り組みに関する決意を表明するものであり、弊社共としましては、本報告書案において示されている方向性については基本的に賛同するところです。

総務省におかれましては、本報告書案の内容を踏まえて、詳細事項に関する具体的な検討の枠組みを早期に確定して頂き、各種検討課題について着実に成果を出して頂くことを強く希望します。

本報告書案の各論に関する弊社共見解を、以下にて述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

各論

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
第1章 IP 化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性	2.IP 化の進展に対応した競争ルール見直しの必要性			9	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争ルールの見直しについて、「行政当局は可能な限りそのロードマップを明確にし、政策の予見可能性(predictability)を高めていくことが必要である」とする報告書案に賛同します。</li> <li>なお、当該ロードマップに則って、各種検討が行われていくものと考えますが、報告書案にあるとおり検討の過程において定期的なモニタリング、進捗報告、リポリングを実施することは有効であると考えます。</li> </ul>
第2章 IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方	1.IP 化の進展に対応した競争ルールの運用原則	(1)通信レイヤーにおける公正競争の確保		11	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP 化の進展に対応した競争ルールの検討に際して、その運用原則として「通信レイヤーにおける公正競争の確保」、「垂直統合ビジネスモデルに対応した公正競争の確保」、「競争中立性・技術中立性の確保」、「利用者利益の保護」、「競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保」の5つを定めることは適当であると考えます。</li> <li>これらの中でも、物理網レイヤーと通信サービスレイヤーからなる「通信レイヤー」における公正競争の確保は、IP への移行が進展した場合においても、NTT 東西の有する設備のボトルネック性に大きな変化が見られないことを考慮すると、市場支配力を有する事業者と競争事業者との間の公平な競争環境を実現する上で、必須の要件であり、特に重要であると考えます。</li> </ul> <p>&lt; 垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IP 化の進展により、今後、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定されますが、下位レイヤーの市場支配力はネットワークのボトルネック性と密接に関係するものであり、容易に解消できるものではない点において、下位レイヤーの市場支配力の行使の方により注意を払う必要があると考えます。</li> <li>一方で上位レイヤーについては、様々なプレイヤーが比較的容易に市場に参入でき、競争もより激しく、仮に市場支配力が存在したとしても、下位レイヤーにおいて</li> </ul>
		(2)垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保		11	
		(3)競争中立性・技術中立性の確保		12	
		(4)利用者利益の保護		12	
		(5)競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保	1)競争ルールの予見可能性の確保		

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			2)電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保	12	<p>市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに参入する場合を除けば、長期的・安定的なものとはなりえないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争確保については、特にボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置いて検討すべきであると考えます。</li> </ul>
			3)競争ルールの国際的整合性の確保	13	<p>&lt;競争ルールの予見可能性の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争ルールの見直しについて、「当該ルールの策定・見直しプロセスの透明性を確保し、競争ルールの策定・運用に関する予見可能性を確保していくことが必要である。」とする報告書案に賛同します。</li> <li>なお、競争ルールの見直しを行う際には、検討会等は公開を原則とし、必要に応じて事業者からの見解を求める場を設けるべきであると考えます。</li> </ul> <p>&lt;電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保は必要であると考えます。なお、総務省及び公正取引委員会が、それぞれ電気通信事業法・独占禁止法、並びに関連省令やガイドライン等に基づく運用を行っていく上で、重複的な規制の適用や施策の遂行を可能な限り回避するとともに、総務省と公正取引委員会との役割分担の明確化を推進しつつ、より効率的・効果的に公平な競争環境の整備を推進して頂くことを希望します。</li> <li>また、市場構造の急速な変化が予想される中で公正競争要件を確保するためには、事後規制型への移行の流れにおいても、電気通信事業法において必要な事前規制を明確に設定し、ドミナンスや、ボトルネックに起因する市場支配力の濫用が発生しないように事前規制を行う必要があると考えます。</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>&lt;競争ルールの国際的整合性の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場の国際化が進展する中、競争ルールをはじめとする規制政策の国際的整合性を確保することは重要です。</li> <li>・ 規制の鞘取りを回避するという視点だけでなく、海外における規制のベストプラクティスを取り入れることにより、日本における競争ルールを更に優れたものとするという視点が必要であると考えます。</li> </ul>
	2. 検討に際しての時間軸			13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案において、競争ルールの在り方の検討に際しては、2010年代初頭をマイルストーンとして設定すると記載されていますが、2010年というマイルストーンにこだわることなく、進捗状況に応じて、可能な限り前倒しで検討を進めて頂くよう、要望します。</li> <li>・ また、報告書案にあるとおり検討の過程において定期的なモニタリング、進捗報告、リボルピングを実施することは有効であると考えます。</li> </ul>
第3章 今後の接続政策の在り方	1. 設備競争とサービス競争の適正なバランス	(1) 基本的な考え方		15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備競争とサービス競争の双方を促進していくことは適当ですが、その際には設備競争とサービス競争の適正なバランスを確保する必要があるものと考えます。</li> <li>・ 具体的には、設備競争の推進によるボトルネック設備の解消には時間を要するため、まずはサービス競争を確実に推進することが必要と考えます。</li> <li>・ また、過度な設備競争は、国民経済的に非効率を生み出す恐れがあるため、行政においては競争軸間の適正なバランスを保つことが必要と考えます。</li> <li>・ 特に移動体通信事業においては、今後、新規参入事業者2社が市場への参入を予定しているところであり、従来以上に過度な設備競争が生じるという強い懸念があります。</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
		(2) 欧米における市場環境と競争政策	1) 米国におけるブロードバンド市場の特徴	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の競争政策の参考となる欧米の市場環境及び競争政策の事例として、英国及びオーストラリアの事例についても言及して頂くことを希望します。</li> <li>・ 具体的には、英国については、以下の2事例について言及して頂きたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>BT が自主的に「オープンリーチ」を立ち上げ、ボトルネック設備を機能分離 / 開放したこと。</li> <li>BT が PSTN を IP ベースのネットワークへと切り替えるための「21世紀ネットワーク(21CN)」プログラムを明らかにし、移行及び切替を開始したこと。</li> </ul> </li> <li>・ また、オーストラリアについては、以下の事例について言及して頂くことを希望します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>Telstra 以外の事業者が、Telstra の FTTN 整備計画に対し、「Speed Reach」という業界保有の特殊目的法人によって、より広範かつ公平な価格により FTTN 整備を進める計画を表明したこと。<sup>1</sup></li> </ul> </li> </ul>
			2) EU におけるブロードバンド市場の特徴	17	
		(3) 設備競争の促進に向けた取組み		17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信は、その需要が9000万を越え、社会的に不可欠なインフラとして国民から認知されているところですが、新規参入事業者を含めた5社の移動体通信事業者が同様な全国ネットワークを構築するような過度な設備競争の推進は、国民経済的観点から非効率をもたらすものと考えます。</li> <li>・ 従って、設備競争が進んでいる移動体通信事業においては、設備競争とサービス競争の間の適正なバランスを維持することがより重要であり、例えば事業者間でのインフラの共用(設備共用やローミング)の推進やルール整備を行うこと等がさらなるユーザ利便、ひいては国民経済の向上に資するものと考えます。</li> </ul>
			1) 線路敷設基	17	

<sup>1</sup> 2006年7月10日 OPTUS Media Releases 参照:

<http://www.optus.com.au/portal/site/aboutoptus/menuitem.813c6f701cee5a14f0419f108c8ac7a0/?vgnextoid=b6a122aa9d64c010VgnVCM1000029867c0aRCRD&vgnnextchannel=44b4ce4b55728010VgnVCM1000029867c0aRCRD&vgnnextfmt=default>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			盤の開放促進		<p>公正な条件整備を行った上で、競争事業者において光ファイバの引込工事が、より容易に行えるよう手続き／ルールの見直しを行うべきです。</p> <p>光ファイバの引込線工事を電柱非所有者自身が行うことは、多大な手続きと時間がかかること、電柱上での工法に制限があるとともに技術情報の開示が不十分であることから、非常に困難な状況です。NTT 東西の指定設備管理部門は、指定設備利用部門と競争事業者との取扱いにおいて、さらなる同等性を確保することが必要と考えます。</p> <p>また、電柱に設備敷設を行う際に必要となる道路占用手続きの面においても非対称性が存在します。例えば、NTT 東西は既存設備が敷設されている区間においては引込線設置に係る新たな道路占用手続きが不要とされる一方で、競争事業者においては道路占用手続きに係る条件は道路管理者により異なるため様々な対応手続きについて時間と費用が必要となる等の問題があります。このため、道路占用手続きにおいて NTT 東西と競争事業者との同等性を確保するルール整備が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、電柱所有者側の管理、運用の仕組みにおいて、電柱非所有者の電柱設備利用が容易となるような環境整備を促進することが重要となることを、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に追記する等の対応が考えられます。</li> <li>・ また、関係事業者等により行われるガイドラインのフォローアップにおいて、電柱添架手続きの運用に係る問題が認識された場合には、速やかにガイドラインにおいて必要な改正を行うことが重要と考えます。</li> <li>・ 更に、電柱添架手続きの問題に限らず線路敷設上の問題が生じた場合には、問題解決のための検討を随時行い、適宜ガイドライン等の整備を行うことが適当と考えます。</li> <li>・ そもそも、NTT 東西が線路敷設基盤を占有しているため、競争事業者が光ファイバ</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>の敷設を行う際に、開通期間及び空き空間に制約が生じ、結果的に FTTH サービスの提供開始までの期間に差が出る等、実態的に競争事業者が NTT 東西に比べて不利となる状況が存在しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こうした問題の解消のためにも、NTT 東西の指定設備管理部門及び指定設備利用部門は、両部門間の物理的／機能的分離を進め、指定設備利用部門、競争事業者双方の対応において同等性を確保するとともに、両部門相互間のファイアウォールを実効性のある形で確保することが必要と考えます。</li> </ul>
			3)新しい無線系アクセス技術の導入の推進	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線系アクセスの整備に伴う、ボトルネック性解消の判断においては、実態に即した判断を行うことが必要と考えます。例えば、無線アクセスの到達距離に制限がある場合や、局舎から基地局までの回線整備や基地局設置にあたり支配的事業者のボトルネック性が影響を及ぼすこと等が考えられ、こうした観点も踏まえて検証を行う必要があるものと考えます。</li> </ul>
	2.接続政策に関する基本的視点	(2)接続政策の基本的方向性	1)ボトルネック設備のオープン化の必要性	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西のボトルネック設備について、「引き続きオープン化を義務付ける接続ルールにより対処する」、「ボトルネック設備の保有に伴い情報の非対称性等に基づく取引の優位性を有している」という報告書案の内容に賛同します。</li> </ul>
2)ボトルネック性解消に向けた基本シナリオ			22	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、ボトルネック設備のオープン化については一定程度実現していますが、主に情報の非対称性により、真に同一条件でのサービス競争は実現されていないというのが実態です。</li> <li>NTT 東西の指定設備利用部門と競争事業者との間における情報の非対称性及び運用の非対称性を解消するためには、組織的／物理的な分離が必要となり、現状の会計上の整理を中心としたファイアウォールによる対応では不十分と考えます。</li> <li>指定設備利用部門と競争事業者の間における、情報の非対称性の事例としては、例えば以下のものが挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバの敷設状況に関する情報</li> <li>加入系光ファイバの網設計に関する情報</li> </ul> </li> </ul>	

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>中継系光ファイバの増設計画に関する情報</p> <p>残置メタルの有無に関する情報</p> <p>メタル回線の減設 / 撤去に関する情報</p> <p>コロケーションリソースの増設計画に関する情報</p>
	3.指定電気通信設備制度の在り方	(2)指定電気通信設備の指定基準	1)第一種指定電気通信設備(固定系)の指定基準	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備の指定基準として、メタル回線と光ファイバ回線を一体的に運用するという報告書案の考え方に賛同します。</li> <li>NTT 東西は、とう道、管路、電柱等の線路敷設基盤を独占的に保有しています。この線路敷設基盤の独占的保有の影響は、メタル回線・光ファイバ回線という回線種別に関わらず大きなものであり、ボトルネック性の源泉となっていることから、回線種別によって指定基準を区別することは適当ではないと考えます。</li> </ul>
			2)第二種指定電気通信設備(移動系)の指定基準	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定と移動体との市場特性の違いを考慮し、第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の内容に差分を設けるということは理解できますが、現状の第二種指定電気通信設備制度の内容を維持しつつ、その上で40%～50%の閾値を越える第二種指定電気設備を有する事業者について、第一種指定電気通信設備制度並みの規制を追加的に課すという二段階の規制を導入することも検討に値するものと考えます。</li> <li>(a) MVNO の新規参入との関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>報告書案にあるとおり、MVNO の新規参入促進に関連して、現状の第二種指定電気通信設備制度の見直しを行う必要はないものと考えます。</li> <li>なお、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(電気通信事業法第34条第3項第4号)等の具体的な判断基準について、基本的考え方をガイドラインとして整理することも検討に値するとありますが、これは第二種指定電気通信設備を有する事業者に該当するものであり、それ以外の事業者においてはMNOとMVNO間の役務提供若しくは接続に関する契約について、(紛争等に発</li> </ul> </li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>展する場合を除き)特段の規制上の制約を受けることなく、基本的には事業者間協議によって取り決めを行えるものと理解しています。つきましては、仮に本件のガイドライン化を進める場合には、こうした事業者の自由な事業活動を何らかの形で制約することのないよう、ガイドラインの位置付けを明確にする等、間接的な規制強化に繋がることのないよう十分に配慮して頂きたいと考えます。</p> <p>(b) ユーザ ID 開放の可能性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信事業者は、コンテンツ事業者に対して既にユーザ ID を開放済みであり、コンテンツ事業者にてユーザ ID を元にユーザ管理を行っています。</li> <li>・ なお、各移動体通信事業者のユーザ ID の開放だけで MNO 間の利用者の移動が活発化することは想定しがたいものと考えます。例えば、端末のスペックによっては、互換性のないアプリケーション、コンテンツ等が多数存在しており、ユーザ ID の開放のみで利用者の移動の活発化に繋がるとは考えられません。</li> </ul> <p>(c) 携帯市場と PHS 市場の一体的な市場画定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省の実施する競争評価において携帯市場と PHS 市場が同一市場であると認定されていることのみをもって、両市場を一体として、今後、第二種指定電気通信設備制度を運用していくとするのは早計であると考えます。今後、展開が見込まれている新たな移動体通信技術の取扱いについての整理や、携帯市場と PHS 市場とを第二種指定電気通信設備制度において一体的に運用していくことによる各種影響について十分な分析を行った上で、判断すべきであると考えます。</li> </ul>
		(3)NTT グループの中期経営戦略と指定電気通信設備	1)NTT 東西と NTT ドコモの連携	28	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西と NTT ドコモとの連携は、指定電気通信設備を有する事業者(以下、「指定事業者」という。)同士の連携となり、次のような問題を生じると懸念されるため、基本的には認めるべきでないものと考えます。</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
		制度の在り方			<p>新たに形成される「FMC 市場」(単独の市場として捉えた場合、固定通信市場、移動体通信市場双方の隣接市場と考えられる)において、NTT 東西及び NTT ドコモがドミナントの地位を利用して競争事業者を不当に排除し、FMC 市場においてもドミナントの地位を確立すること。</p> <p>NTT グループとして FMC サービスを提供するにあたり、競争事業者が追従困難なセット割引等のサービス提供により、NTT グループ全体としての顧客囲い込みが行われること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかしながら、第一種と第二種の指定事業者相互間の連携については、現状、規制の対象となっていないため、本件についてはまず十分な事前検証を行い、事前にガイドラインの整備等の所要の規制整備を行うべきと考えます。</li> <li>・ 本件の検証及び規制整備にあたっては、指定事業者に対し共同的な市場支配力行使及びレバレッジの行使が存在しないことにつき拳証責任を課し、拳証された内容に基づき判断することが必要と考えます。</li> <li>・ なお、本件の検証にあたっては、以下の FMC サービスの提供主体ごとに行うことが適当であると考えます。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">NTT 東西及び NTT ドコモが共同で提供する場合 NTT 東西が主体となって提供する場合 NTT ドコモが主体となって提供する場合</p> <p>【個別検証】</p> <p style="margin-left: 40px;">NTT 東西及び NTT ドコモが共同で提供する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダブルブランドによる FMC サービスの提供は、指定事業者同士が一体的に市場支配力を発揮することとなるため、これを禁止すべきと考えます。</li> <li>・ 具体的には、報告書案の「設備共用型の形態による FMC」及び「NTT 東西と NTT ド</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>コモによる共同営業」を禁止することについて賛同します。これらについて早急に禁止事項としてガイドライン等に明記すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、NTT の非常に大きなブランド力が相乗的に発揮される共同営業については、共同で行う営業行為そのものだけでなく、両社のサービスのバンドル提供やセット割引の提供、顧客情報の共有等についても問題事例として明示し、禁止することが必要であると考えます。</li> </ul> <p>NTT 東西が主体となって提供する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西が主体となって FMC サービスを提供する場合についても、NTT 東西の業務範囲規制の趣旨を没却するもので、禁止すべきと考えます。</li> <li>・ 具体的には、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」を見直し、他の指定事業者との連携による活用業務については認可を行わないこととすることが必要と考えます。</li> </ul> <p>NTT ドコモが主体となって提供する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT ドコモが主体となって FMC サービスを提供する場合、現行の制度では他市場へのレバレッジの行使を規制することができないため、市場支配力行使の検証及び所要の規制整備を行うことが必要と考えます。</li> <li>・ 例えば、NTT ドコモが独自にその移動体端末に 050IP 電話の番号を付与すること等により、FMC サービスを実現することが可能ですが、この場合、既存の携帯電話市場における市場支配力と合わせ、050IP 電話市場において市場支配力を行使することが懸念されるため、十分な検証及び所要の規制整備を行うことが必要と考えます。</li> </ul>
			2)NTT 東西とその子会社等の	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、NTT 東西が子会社等を設立し、その業務を子会社等に移管することについては、基本的に制約がなく、ドミナント規制の抜け道として利用されている懸念があ</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			連携		<p>ります。本来 NTT 東西においてドミナント規制を受けるべき業務又はドミナント規制に関連する業務が、子会社等に業務を移管すること等によりドミナント規制の適用を回避されているのだとしたら、そのような状況は是正される必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、ドミナント規制が適用されない NTT 東西の子会社等による、NTT 東西の市場支配力を背景とした共同的・一体的市場支配力の濫用の可能性も考えられるため、これを防止することも必要と考えます。</li> <li>・ 従って、NTT 東西とその子会社等について、共同的・一体的市場支配力の濫用を防止するための新しい競争ルールの整備を早急に行うことにつき、強く賛同します。</li> <li>・ まずは NTT 東西とその子会社等相互間の関係の実態について詳細な調査を行い、調査結果について公表することが必要と考えます。</li> <li>・ この調査結果に基づき、子会社等を通じた規制回避を抑止するためのガイドラインの策定 / 改定、特定関係事業者制度の電気通信事業者以外への拡充等、ドミナント規制の実効性を確保するための制度 / 競争ルール整備を行うべきと考えます。</li> <li>・ 特に、出資比率や作業委託の状況等により、実質的に NTT 東西が子会社と一体的な関係にある場合には、NTT 東西は子会社等を通じてドミナント規制を回避している可能性が高いと考えられるため、早急に規制を整備し、有効な競争ルールを策定することが必要と考えます。</li> </ul>
			3) その他の NTT グループ内の連携	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT グループは、持株会社を介した人事、情報の交流等により、広範な市場支配力を形成するとともに、強大な調達力を梃子にしたグループ会社サービスの営業を行っている状況にあります。こうした競争に悪影響を及ぼす状況を根本的に是正するため、NTT 持株会社の廃止及び完全資本分離を行い、情報遮断措置や共同調達の禁止を図るべきと考えます。中でも、NTT 持株会社、NTT 東西をはじめとする NTT グループ内における役員の兼任・移動の禁止等、厳格なファイアウォールの整備については、早急を実施すべきと考えます。</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは、NTT 東西をはじめとするグループ内各社の連携について、既存の競争セーフガードを包括的に適用し、定期的な検証を行うことに賛同します。また、その際に競争セーフガードの全体像を改めて整理・公表して頂くことは有効と考えます。</li> <li>・ なお、公正競争要件確保の検証にあたっては、NTT に挙証責任を課すとともに、その報告内容等の公開を義務化し、外部による検証を可能とすることが必要と考えます。</li> <li>・ 更に、NTT が挙証した内容に対し、他事業者等から反証が提示された場合には、これを是正しない限り、関連する NTT グループ内における連携等を禁止することが適当と考えます。</li> <li>・ また、NTT グループによる NGN の整備・活用を通じた、共同的・一体的市場支配力の行使及びレバレッジの行使を抑止するための公正競争ルール整備が必要と考えます。( 詳細は、「4.NTT 東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方」に関する弊社共意見をご参照ください。)</li> </ul>
		(4)指定電気通信設備の対象範囲の柔軟な見直し	1)指定電気通信設備の定期的見直し	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定電気通信設備の指定方法については、ネガティブリスト方式の採用を継続して頂くことを希望します。</li> <li>・ 指定電気通信設備の範囲の定期的見直しを行う場合には、多面的な検討を行う必要があるものと考えます。特に、現行の指定電気通信設備を指定の対象外とするような場合には、ある時点での評価のみに基づくのではなく、当該設備が指定電気通信設備に含まれた経緯や背景、今後の市場動向の進展等、多面的な観点かつ、長期的な視点による判断が必要であると考えます。</li> <li>・ また、見直しの際、指定電気通信設備に該当しないということの挙証責任は、NTT 東西が負うべきであり、その説明内容について関係者が意見を述べられるような手順を採用すべきと考えます。</li> <li>・ なお、現在の指定電気通信設備は NGN への移行が進展した場合であっても、当面の間は指定を継続すべきであると考えます。</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			2)指定電気通信設備の範囲の在り方	34	<p>(a) 機能面を重視した指定電気通信設備の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IP 化の進展により、これまでと同様のハードウェアに着目した指定電気通信設備の指定方法では、指定すべき電気通信設備において抜けや漏れが生じる可能性があるため、「機能面を重視し、これに基づいて当該機能を実現するための設備を指定する」とする報告書案に賛同します。</li> </ul> <p>(b) プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西の NGN におけるプラットフォーム機能については、ボトルネック設備である伝送路設備と一体として設置される電気通信設備であり、当初より指定電気通信設備として指定することが適当であると考えます。</li> <li>「競争阻害の可能性がある」と考えられる機能を、“watch list”という規制の枠外に位置付け、実際に競争上の悪影響が認識された段階で事後的に指定電気通信設備として指定するのでは手遅れであり、「競争阻害の可能性がある」と認識された段階で指定を行うことが適当であると考えます。</li> <li>よって、NTT 東西の NGN におけるプラットフォーム機能については、当初より指定電気通信設備として指定し、指定を外す場合には NTT 東西にその挙証責任を負わせるべきと考えます。なお、その際に、NTT 東西の挙証説明に対する競争事業者からの反証のプロセスを設ける必要があることは言うまでもありません。</li> <li>更に、仮にプラットフォーム機能を指定電気通信設備の指定から外す場合には、個別の機能に関し可能な限り細分化しアンバンドリングした上で、アンバンドリングされた機能毎に指定を外すというアプローチを採用すべきと考えます。</li> <li>なお、“watch list”制度自体は、指定電気通信設備の指定から外れたあらゆる機能をリスト化し、問題が再発した場合に再び指定電気通信設備として指定を行うという形で運用していくことが適当であると考えます。</li> </ul>
		(5)”競争セー		36	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定電気通信設備制度の見直しを含め、関連制度の再整備に関する明確なプロ</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
		フガード制度” の整備			セスが表明されたことは初めてであり、今回、このような形で制度再構築のプロセスとして競争セーフガード制度の創設が明確化されたことは、非常に有意義なことであると考えます。
			1)”競争セーフガード制度”の概要	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2007年度からの速やかな競争セーフガード制度の運用を開始するという報告書案に賛同します。報告書案に記載されている競争セーフガード制度の概要の5点については、制度の主要なポイントを網羅しているものと考えられ、これらの考えに基づき、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を早急に策定し、運用を開始すべきと考えます。</li> </ul>
			2)”競争セーフガード制度”と競争評価の関係	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の競争評価は、競争評価の手法として十分に確立されたものではなく、政策的・戦略的な活用を図る方向で運用を行うためには、競争評価手法のさらなる精緻化が必要であると考えます。</li> <li>・ 具体的には、市場画定の方法や、市場支配力の認定方法、市場内における複数事業者による共同支配力や隣接市場へのレバレッジの認定方法等について、さらなる精緻化が必要であると考えます。</li> <li>・ また、競争評価に必要な情報の提出を義務化する場合には、その範囲を分析を行う上で必要最小限の情報に限定して頂く等、事業者運用上の過度な負荷を課すことのないよう配慮して頂くことを希望します。</li> </ul>
		(6)指定電気通信設備の包括的な見直し	1)市場統合の進展に対応した制度見直しの必要性	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「現行の一種・二種の指定電気通信設備制度の基本的枠組みについても、IP化の進展に伴って固定・移動の市場統合が急速に進展する可能性があることを想定しつつ、現行制度の見直しについて速やかに検討に着手する」という報告書案の内容に賛同します。</li> <li>・ なお、その際には、報告書案にもあるとおり、物理網レイヤーと通信サービスレイヤーとを区別して検討を行う必要があると考えます。</li> </ul>
			2)制度見直しの方向性	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案に示されている指定電気通信設備制度の見直しは、「市場画定」、「市場支配力の有無の検証」、「ドミナント規制の適用の可否の検討」というステップを一</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>体的に実施可能とする制度への移行を目標とするものであり、EUにおけるSMP規制の体系に非常に近いモデルであると理解しています。そうした観点から、この方向性は規制の国際整合性を確保するものであり、市場支配力の認定をどのように行うかというクリアすべき難しい課題はあるもの、望ましい方向性であると考えます。</p> <p>・ なお、現行の競争評価制度を、この枠組みに取り入れる場合には、前述のとおり競争評価手法のさらなる精緻化が必要であると考えます。</p>
		(7)その他の検討すべき課題		40	<p>・ 今後、更に多様化していく利用者のニーズやIP化による技術進歩等を考慮すると、技術的条件等に関する各種規制緩和(第6章第5項の「電気通信設備規則の規制緩和要望」を参照)やその他のルール整備に関する事業者からの要望は増えていくものと想定されます。こうしたことを考慮すると、事業者からの各種ルール化の要望を吸い上げ、必要な場合にはルール策定のプロセスに入るという手法(NOI)の導入は、このような事業者の要望に対して迅速な対応が可能となることから、有効であると考えます。</p>
			1)NTT 東西の地域 IP 網の取扱い	41	<p>・ NTT東西の地域IP網については、NGNとの関係が明確になり、接続事業者とNTT東西との同等性が担保されるようなルール化がなされるまでは、少なくとも現状の指定を継続すべきであると考えます。</p>
			2)コロケーションルールの見直し	41	<p>(a) NTT東西の局舎におけるコロケーションルールの見直し</p> <p>・ 現状、中継ダークファイバ、電力等に係わる設備はNTT東西の設備計画に基づき設置されており、接続事業者がこれらの設備の利用を希望したとしても、NTT東西の既存設備に空きがなければ利用することが出来ない状況にあります。このような状況を改善するために、コロケーションルールの見直しを行うことに賛同します。</p> <p>・ 例えば、コロケーションルールの見直しの一つの案として、NTT東西が局舎スペースに関する設備計画を策定する際に、接続事業者の利用希望分についても考慮されるようなルールの創設について検討して頂くことを要望します。</p>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>&lt; 中継光ファイバに係る WDM 装置の設置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継光ファイバに空きがない区間の両端に WDM 装置を設置し、速やかに当該区間を利用できるようにすることが適当であるという報告書案の考え方に賛同します。但し、この場合において、NTT 東西は最も低廉かつ合理的な方法で WDM 装置を設置することが当然のことながら求められます。</li> <li>・ なお、この場合の WDM 装置は中継光ファイバの代替設備として設置されるため、中継光ファイバと同様に第一種指定電気通信設備に指定することが適当であると考えます。</li> </ul> <p>&lt; 局舎スペースの見直し &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者がサービス提供のために NTT 東西の局舎内に設備の設置を要望しても、そもそもコロケーションスペースがない場合や、必要な電力が供給されない場合等があります。こうした状況を改善するため、義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースの配分の見直しや、電力等のリソース不足の解消に向けたルールの整備を要望します。</li> <li>・ 例えば、現状のコロケーションルールでは、義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースとに区別されているために、一般コロケーションスペースに空きがあるが、義務コロケーションスペースに空きがなく、設備が設置できないというケースが発生しています。こうしたケースにおいては、義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースの配分の見直しを行い、義務コロケーションスペースを拡大して頂くことで、接続事業者のニーズを満たせるものと考えます。</li> </ul> <p>(b) 電柱におけるコロケーションルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争事業者による光引込線の自前敷設や FTTN サービスの提供に関して電柱上</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>の配線点等において迅速かつ円滑に接続できるように、電柱についても義務的コロケーション区間と位置付け、その使用料や使用手続き等についてルール化することが適当であるとする報告書案に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電柱については、公道上に設置しているものや共架柱等があり、電柱及び電柱にかかる設備を NTT 東西のみでコントロールできない状況にあるため、NTT 東西以外の電柱に関わる事業者も含めて適用できるような、コロケーションルールを策定することが必要であると考えます。</li> </ul>
			3)宅内配線工事に関するルール整備	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書案にあるように NTT 東西が接続事業者に代わって工事を行う場合の条件をルール化することに賛同します。</li> <li>また、宅内配線工事の受付から工事施工までワンストップで実施できる NTT 東西と、宅内配線工事と NTT 工事の分割施工が必須となる競争事業者との間の公平性及び同等性が確実に担保されるようルール化を行い、今後も NTT 東西が接続事業者に代わって工事を実施することを強く要望します。</li> </ul>
			4)回線名義人情報に関する取扱いの見直し	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>回線名義人の正誤を自動的に判定するシステムを利用してもなお、名義人が不明となるケースがあるため、お客様がスムーズに ADSL サービス等の利用を開始できないという問題が解消されていません。報告書案にあるように、ADSL サービス等に係る契約手続きの改善を含め、所要の措置を講じることに賛同します。</li> <li>具体的な措置の案として、下記の内容を要望します。</li> </ul> <p>ADSL サービス等の利用申込者名によるサービスの申込 NTT 東西の加入電話回線に対し、接続事業者から ADSL サービス等の申込みを実施する場合において、現行の回線名義人名による申込みに加え、ADSL サービス等の利用申込者名による申込みを可能とすること。</p> <p>回線名義人名の利用者への周知徹底</p>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>NTT 東西の電話サービスに係る契約者名(回線名義人)を NTT 東西が電話サービス利用者へ送付する料金請求書等に明記する等して、利用者に周知徹底すること。</p> <p>NTT 東西による回線名義人名の正確性・最新性の確保</p> <p>NTT 東西の電話サービスに係る契約者において、譲渡・相続・婚姻等の事象が発生した場合に、承継・改称等の名義変更手続きを正しく速やかに実施することが、NTT 東西において長年に渡って行われていないことに起因し、実質の利用者や費用負担者における回線名義人名の形骸化が発生しているものと考えられます。</p> <p>そのため、NTT 東西が保有し管理している加入電話の回線名義人名の正確性・最新性が確保されるよう、NTT 東西が回線名義人に対し、書面による回線名義人名の確認作業を早急に開始するとともに、名義人情報の更新作業を定期的に継続して実施すること。</p> <p>・ なお、現状、フレッツ ADSL や光 IP 電話等の申込獲得に際して、NTT 東西が名義人情報を含むお客様情報の閲覧、活用を行ってはならないというルールはありますが、NTT 東西の指定設備利用部門と接続事業者のサービス提供開始までに要する期間の差はいまだに埋まっておらず、公正競争が確保されているとはいえない状況であり、これらのサービスの申込受付の際に、接続事業者の同種のサービス申込み時と同様に NTT 東西も名義人確認を実施しているかどうかを検証し、その結果を公表する等の措置を講じるが必要と考えます。</p>
					<p>【MDF ジャンパ工事についての要望】</p> <p>・ 現状、NTT 局舎内における MDF ジャンパ工事は、接続事業者のサービス提供に係るものであっても NTT 東西が実施しているため、接続事業者においてはユーザへのサービス提供までに時間を要するとともに、NTT 東西への追加コストの負担を強いられる状況にあります。</p>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こうした状況を改善し、ユーザへの早期のサービス提供及びコストの低減化を目的として、接続事業者による MDF ジャンパ工事の自前工事化の実現を要望しているところです。</li> <li>・ しかしながら、NTT 東西は、自前工事化にあたり、NTT 東西の管理・監督下での工事実施を要求しており、これに伴い、各種費用が発生するため、いまだに自前工事化が実現出来ていない状況にあります。</li> <li>・ 自前工事化により、ジャンパ工事を効率よく処理し、お客様の利便性向上を実現するためにも、NTT 東西と接続事業者における MDF ジャンパ工事に関する条件を同等化するための、接続事業者による自前工事化に関する各種ルール整備を行って頂くことを要望します。</li> </ul>
			-	-	<p>【POI ボックスの設置についての要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状、光引込線を宅内に引き込む際、NTT 東西は接続事業者に対し、光引込線と宅内配線を切り分けるために、光コネクタを収容するボックス(POI ボックス)の設置を求めています。</li> <li>・ しかし、NTT 東西の B フレッツ利用者宅の引込線には、接続事業者に対し設置が義務付けられている POI ボックスが設置されていない場合があります。</li> <li>・ POI ボックス設置には費用と時間がかかるため、接続事業者に対してのみ POI ボックスの設置を義務付けることは、接続事業者にとってサービス提供上のハンディとなっています。このため、POI ボックスの設置条件を、NTT 東西と接続事業者の間で同等にすることを要望します。</li> </ul>
			-	-	<p>【接続点情報の開示についての要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTH サービス提供にあたり、NTT 東西は局外スプリッタと回線の接続において必要となる接続点情報を知り得る立場にあるため、電柱上においてスムーズに工事が実施できます。</li> <li>・ しかしながら、NTT 東西は接続事業者に対して当該情報を予め開示していないた</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>め、接続事業者は、電柱上においてスムーズに工事が実施できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者が円滑に工事を進められるよう、NTT 東西の保有する技術情報並びに工法の事前の開示を要望します。</li> </ul>
					<p>【柱上での保守作業についての要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光引込線を接続事業者が自前で敷設している場合に、電柱には NTT 東西の柱上相互接続点(POI ボックス)と接続事業者の POI ボックスが設置されます。</li> <li>・ NTT 東西が POI ボックスに収容されている回線の保守作業を行う際には、それと接続されている接続事業者の POI ボックスについても開閉し、保守点検等を行うことが必要です。</li> <li>・ しかしながら、現状、接続事業者の POI ボックスの開閉作業は接続事業者が実施することとなっているため、接続事業者は保守作業のたびに POI ボックスの開閉のための立会いという非効率な作業を強いられています。</li> <li>・ また、NTT 東西と接続事業者間の立会いの日程調整のための時間がかかることは、保守作業に求められる早期復旧の観点から好ましくありません。</li> <li>・ 従って、効率的に保守作業を実施できるよう、POI ボックスに係る保守作業については、保守委託等により NTT 東西が POI ボックスを開閉できるようにすることを要望します。</li> </ul>
	4.NTT 東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方	(1)NTT 東西の構築する次世代ネットワークのオープン性確保の必要性		44	<p>【NGN のオープン性確保 / ルール整備の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西の構築する NGN について、競争事業者が同等の条件で NGN を用いてサービス提供できるよう競争ルールを整備することが必要という報告書案に賛同します。</li> <li>・ しかしながら、現時点で NTT が公表している NGN に関する情報は極めて限定的なものとなっており、接続事業者において真に公平な環境で競争を行っていく上での支障となっています。例えば、現在、NTT が公表している NGN における接続事業者との接続ポイントは極めて限定的なものとなっており、このままでは十分な NGN 機</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>能の開放がなされず、競争事業者がNTT 東西と真に公平な立場で事業展開を行うことはできないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従って、総務省にて今後開催予定である、NGN の接続ルールの在り方についての検討の場において、ネットワークのオープン性、事業者間の接続等の公平性の確保について十分に議論する必要があると考えます。</li> <li>・ また、フィールドトライアルから商業サービスへの移行においても、NTT が優位的に顧客のシフトを行うことのないよう、この点に関しても他事業者との公平性の確保についてルール整備が必要であると考えます。</li> </ul> <p>【指定電気通信設備としての指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西の NGN は新たに設置されるものではなく、既存の指定電気通信設備(管路、とう道等)を基礎として既存網に重畳的に構築されるものであり、規制(指定電気通信設備)の対象となりうるという報告書案の考え方に賛同します。</li> <li>・ NTT 東西の構築する NGN については、既存の指定電気通信設備(管路、とう道等)を基礎として既存網に重畳的に構築されるものであること及びその構成の特性上、加入者回線網と一体的に構築されるネットワークであることから、その全てを当初より指定電気通信設備として指定すべきであると考えます。</li> <li>・ また、NTT は、2005年11月9日に公表した「NTT グループ中期経営戦略の推進」の中で、「次世代ネットワークによるサービスの高度化・多様化・高信頼化により普及拡大を更に加速化し、2010年度には3000万のお客さまにご利用頂くことを目指します」と、現在のNTT ユーザ6000万加入のうち約半数を NGN へ移行させることを表明しているところであり、この需要規模からして、将来的に市場支配力を有するものと考えられ、こうした観点からも、NGN は当初より指定電気通信設備として指定されるべきと考えます。</li> <li>・ また、NGN において、NTT グループ各社と競争事業者の接続の公平性、または、</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					上位レイヤーと下位レイヤーとの事業者におけるレイヤー間のオープン性を確保することを考慮した場合、当初より指定電気通信設備として指定して、その実効性を担保すべきであると考えます。(指定電気通信設備制度におけるプラットフォーム機能の考え方については、第3章第3項(4)2)の意見を参照願います。)
		(2)今後の検討の進め方		45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省にて次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設置するという報告書案に賛同します。</li> <li>・ 総務省にて新たに設置される NGN の接続ルールの在り方に関する検討会に関しては、NGNに関する各種ルール整備のプロセスの透明性、公平性を確保して頂くことはもちろんのこと、主要な関係者を参加可能として頂く必要があると考えます。</li> <li>・ また、総務省にて新たに NGN に関する会議体を立ち上げる際には、NGN 連絡会議を始めとする既存の NGN に関する各種会議体との関連性について整理を行って頂く必要があるものと考えます。</li> <li>・ なお、NGN 連絡会議については業界団体を中心に設置され、NGN に関する意見交換が進められていますが、議論の内容は非公開となっており、真にオープンな議論がなされておらず、十分に機能しているとはいえない状況にあります。よってこれらの会議体について再整理を行う際には、英国の NGNuk を参考として会議体の設立形態や運営方法について見直しを行い、議論の内容や NGN 構築プロセスの透明性、事業者間の公平性等が確保される仕組みを構築すべきと考えます。</li> </ul>
		(3)留意すべき事項	1)レイヤー2及びレイヤー3における相互接続性の確保	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の構築する NGN は、既存の指定電気通信設備(管路、とう道等)を基礎とするボトルネック性を伴うネットワークであり、あらゆるレイヤーにおいてネットワークの中立性を確保するという観点から、多様な接続事業者のニーズに対応するよう接続に関する仕様や接続点を限定することなく、各種ニーズに応じた接続を可能とすべきと考えます。</li> </ul>
			2)映像配信プラットフォーム等	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP マルチキャスト方式による地上デジタル放送の再送信等に関して、ボトルネック設備を保有する NTT 東西のネットワークにおける映像配信プラットフォームの運用</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			のオープン性の確保		<p>及び技術的要件について、十分な情報開示とオープン性、適正なコスト賦課が確保されるよう、動向を注視していくとする報告書案に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NGN における地上デジタル放送の再送信については、NTT が独占的配信を行うことに繋がらないよう、具体的なルール整備が必要であると考えます。</li> </ul>
			3)活用業務認可制度の適用と留意すべき事項	46	<p>【NGN に関する活用業務認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案にあるとおり、NTT 東西が NGN を用いてサービス提供する場合に、活用業務認可制度に基づく認可が必要となるものと理解しています。</li> <li>・ NGN に関する活用業務認可の審査にあたっては、本来業務である「地域通信業務を営むための経営資源を活用する」という点について十分な再検証が行われるべきであるとする報告書案に賛同します。NTT 法に定められているとおり、本来の NTT 東西の業務領域は地域電気通信事業に限られており、NTT 東西の業務拡大は、公正な競争が確保される場合にのみ認められるべきと考えます。</li> <li>・ また、報告書案にもあるとおり、活用業務制度によって(NGN のような)距離区分に関係しないサービス提供をNTT東西に認めていくと、結果としてNTT東西が地域通信業務を営む会社であるというNTT法の規定から逸脱することとなるため、本件活用業務認可にあたっては十分に慎重な検討が必要になるものと考えます。</li> </ul> <p>【活用業務認可制度に係る運用ルールの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、現状の活用業務認可の基準については、中長期的な視点での競争環境及びユーザへの影響の分析等が不足しており、認可基準として不十分であると考えられ、抜本的な認可基準の見直しを早急に行って頂くことを要望します。</li> <li>・ 活用業務認可基準を含む活用業務認可制度に係る運用ルール見直しの議論を行う際には、NTT 再編成の主旨、活用業務認可制度そのものの在り方を踏まえて再度議論を行う必要があると考えます。</li> <li>・ 過去に活用業務として認可を受けた事案においては、例えば、法人向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定や集合住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					間伝送等に係る料金設定、戸建住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に 係る料金設定の認可によって、法人・住宅双方の全てのユーザに対して加入電話 の代わりに 0AB-JIP 電話を提供することが可能となっており、NTT 東西が実質的に 県間通信サービスに進出する等、なし崩し的に NTT 東西の事業領域の拡大を認め て来ている経緯があり、こうした観点からも活用業務認可制度については抜本的な 見直しが必要であると考えます。
	5.第一種指定 電気通信設備 に係る会計制 度の見直し	(1)市場構造 の変化に対応 した接続会計 基準の見直し		47	・ NTT 東西の指定設備利用部門と競争事業者の間で、情報の非対称性等の問題が 存在し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間のファイアウォールが不十分 であることは、既述のとおりです。 ・ このファイアウォール強化の一環として、市場構造の変化に対応した形での接続会 計基準の見直しを行うことに賛同します。
		(2)検討の方 向性		47	・ また、低廉で公正な接続料水準の実現のため、耐用年数の妥当性について検証を 行うことにつき、賛同します。
	6.接続料算定 の在り方	(1)PSTN の接 続料の在り方	1)09年度まで の接続料の算 定方法の考え 方	48	・ 当面、PSTN の接続料算定においては、LRIC 方式を用いることに賛同します。実際 費用方式では、NTT 東西における非効率性が十分に排除されない恐れがある等 接続料算定における透明性が十分に担保されないため、実際費用方式に移行す ることは認められません。
			2)10年度以降 の接続料の算 定方法の考え 方	49	・ IP 化の進展とともに、PSTN のトラフィックが減少することが予想されますが、トラヒッ クの減少に呼応してコストを大幅に削減する等の方策により、急激な接続料の上昇 を避け、適正な接続料水準を実現することが適当と考えます。 ・ また、IP への移行期の PSTN 接続料の策定にあたっては、競争中立性及び技術中 立性の観点を勘案することが必要と考えます。具体的には、ユニバーサルサービ ス基金制度等の政策や PSTN から新規サービスへの移行等に対する影響に留意 し、適切な算定方法を策定することが適当と考えます。 ・ なお、NTT 東西はあくまで別会社であり、接続料を個別算定することは当然のこと

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					と考えます。仮に実際費用方式を採用する場合にはもちろんのこと、LRIC 方式の場合でも個別に接続料を算定すべきと考えます。
		(2)光ファイバに係る接続料の在り方	1)検討すべき課題	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010年に3000万加入という NTT の中期経営戦略を前提として考えるのであれば、将来需要は大きく伸びることとなるため、光ファイバの接続料については引き続き将来原価方式により算定することが適当と考えます。</li> <li>・ 算定期間についても、将来需要が急激に増加するという前提での算定であれば、現在の7年間と同様になるべく長期の算定期間とすることが適当です。なお、接続料算定に用いた需要予測と実稼動回線数については、定期的に比較検証を行い、両者の乖離が大きいと判断される場合には、適宜再申請を促すことや算定方法を見直すことにより、公正競争を行う上で適正な接続料水準を確保することが必要と考えます。</li> <li>・ 光ファイバの接続料算定においては、稼動芯線数ベースでの算定が不可欠であり、現在の算定方法同様に「占有型」及び「共有型」の比率等により稼動芯線数を明らかにすることが必要です。更に、稼動芯線数予測を明らかにする上で、共有型サービスにおける設備共有率の見込みを明示することも必要と考えます。</li> <li>・ また、接続料算定に用いる設備耐用年数は、適切な接続料算定のため使用実態を反映した経済的耐用年数を用いることが適当であり、LRIC 方式の議論において用いた修正増減法等を参考に、適切な耐用年数を再検証すべきと考えます。</li> <li>・ なお、耐用年数の再検証については、NTT の再申請がなくとも行うことが可能であり、速やかに再検証を行うことが適当と考えます。</li> <li>・ この他、新たな考え方を適用することにより、接続料の実質的な低廉化を図るべきと考えます。例えば、現状のシェアドアクセス方式(8分岐の一括提供)では実質的な接続料金水準が高く、競争事業者の参入が困難となっているため、これを1の分岐回線単位で提供することを可能とするよう新たに接続点を規定し、接続料を設定すること等について検討すべきと考えます。</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			2)今後の検討の方向性	54	<ul style="list-style-type: none"> <li>FTTH サービスへの移行が非常に早いペースで進んでいることから、まずは当初の接続料算定時の需要予測等と、現状の比較検証を行うことが適当と考えます。</li> <li>現状と算定時の需要予測等に大きな乖離が認められる場合には、接続料水準が適切でないと考えられるため、NTT 東西に早期の変更認可申請を促し、「1)検討すべき課題」において指摘した事項に留意して、接続料金を適正な水準に是正することが適当と考えます。</li> </ul>
		(3)その他の検討すべき課題	1)NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続料の在り方	54	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西の NGN に限らず、IP 網におけるトラヒックの考え方、IP 上で提供されるサービスのコスト水準等につき、あわせて早期に整理し、2007年下期には結論を得ることが適当と考えます。</li> <li>なお、NGN の接続料については、不当な内部相互補助が行われないよう十分な検証を行うことが必要と考えます。</li> </ul>
			2)スタックテストに関する制度整備	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタックテストをより有意義なものとするために見直しを行うことに賛同します。なお、見直しの際には、スタックテストの過程や結果に関する情報公開の在り方についても、公開を基本とする方向で検討すべきと考えます。</li> <li>例えば、事業者機密に触れる等の理由により公開が困難と判断される場合であっても、何らかの目安となる利用者料金と接続料の乖離の度合いを示す指標を用いる等、外部の検証に資する形で、可能な限りの情報公開を実施することが適当と考えます。</li> <li>また、将来原価方式の接続料に基づくサービスについても、スタックテストにより利用者料金と接続料の関係の適正性を定期的に検証し、接続料金水準が不適当と判断される場合には、将来原価方式の算定期間中であっても接続料の変更認可申請を促すべきと考えます。</li> <li>例えば、NTT 東西が提供する B フレッツは、接続料設定時にスタックテストが行われ、利用者料金水準は問題ないこととされていますが、これは収容比率を60%として試算したものであり、実態とは乖離した水準となっています。このため、実態を反</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>映した形で、定期的にスタックテストを実施することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、Bフレットの販促にあたっては、キャンペーン価格の設定等により多大な営業費用が投下されていると見受けられますが、これが実質的に利用者料金水準を引き下げているものと考えられます。ここで、スタックテストをより現実に即したものとするため、一定のメルクマールにより営業費用を見込んでスタックテストを実施することが適当と考えます。</li> </ul>
			3)事後精算制度の廃止	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後精算制度については、報告書案にあるとおり、予見性確保及び手続きの煩雑性という問題点があり、見直しを検討することについては賛同します。</li> <li>なお、事後精算制度の見直しにあたっては、過去に制度設計を行ってきた際の考え方及び経緯を踏まえた上で見直しを行うことが適当と考えます。</li> </ul>
	7.接続形態の多様化への対応の在り方	(1)検討すべき課題	1)ISP 間接続における構造変化の可能性	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットは、一定の市場原理の下で発展してきており、市場原理に制約を加えるような制度を策定することは適当ではないと考えます。</li> </ul>
2)ISP 間の多段階接続と QoS 確保の在り方			58	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISP 相互間での QoS 確保についても、必要に応じて、市場原理に基づき行うべきものであり、状況を検証することについては問題はないものの、何らかの制約を加えるべきではないと考えます。</li> </ul>	
(2)今後の検討の方向性		58	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP 網のトラフィックの測定方法について検討を行うことに賛同します。ただし、事業者には過度な負荷を課すような何らかのルール化を行うことは望ましくないと考えます。</li> </ul>		
	8.MVNO を含む移動通信市場における競争促進の在り方	(1)MVNO 参入による競争促進効果		59	<ul style="list-style-type: none"> <li>MVNO については、ますます多様化するユーザーニーズに対応するための一つのオプションであり、MVNO/MNO とともに独自の戦略のもとに、MVNO ビジネスを展開していくものと考えます。</li> <li>従って、MVNO 参入促進に関して何らかのルール整備を行う際には、MVNO/MNO の自由な戦略策定を制限することのないよう、留意する必要があると考えます。</li> </ul>
		(2)MNO と MVNO の関係	1)卸電気通信役務と事業者	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>MVNO のビジネスモデルの中には、MVNO 側で電気通信設備を保有しない形態も想定され、MNO と MVNO の間の法制上の関係において、“事業者間接続”という整</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
			間接続		<p>理が全ての MVNO に当てはまるものではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MVNO の実現に際して、MNO と MVNO 間の制度的整理を”卸“とするのか、”接続”とするのかを、完全に事業者間の協議にゆだねてしまうことは、いたずらに事業者間の協議を複雑化することに繋がる恐れがあり、「MVNO 事業化ガイドライン」(以下、「MVNO ガイドライン」という。)において、どのようなビジネスモデルが”接続”に該当し、どのようなビジネスモデルが”卸”に該当するのかについて、ある程度の目安を示すべきであると考えます。</li> <li>・ また、これに関連して MNO と MVNO 間における協議において、電気通信事業法第 32 条に定める”接続“の定義に関する議論が紛糾する恐れがあります。円滑な事業者間協議を推進し、MVNO ビジネスの円滑な始動を実現するために、MNO と MVNO 間の接続についてある程度類型化を図ることが有効であると考えます。</li> </ul>
			2)MNO と MVNO との間の法制上の関係	61	
		(3)MVNO 参入促進に向けた今後の取り組み		61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006 年中の MVNO ガイドラインの改正に賛同します。その際には、MVNO ビジネスの本格化、多様化に備えて、電気通信事業法等において定められている電気通信事業者である MVNO として遵守すべき事項(例えば、役務提供における責任範囲や、長期的・安定的な事業運営が求められること等)について、明記して頂きたいと考えます。</li> <li>・ また、MNO と MVNO との間の技術仕様、取引条件については、個々の MVNO 事業者のビジネスモデル等によって異なるため、原則 MNO と MVNO における事業者間協議によって取り決められるべきものであり、MNO に対し何らかの義務付けを行うような規制強化はなされるべきではないと考えます。</li> <li>・ なお、現行法にて MVNO からの接続請求を受けた場合において、電気通信事業法第 32 条、電気通信事業法施行規則第 23 条に規定されている接続拒否が認められる具体的な事由について、MVNO ガイドラインにおいて明確化することは、有効であると考えます。</li> <li>・ 例えば、当該 MVNO への接続を行うことによる、MNO のユーザへの電気通信役務</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					の円滑な提供に支障が生じる恐れがある場合や、MVNOの有する電気通信設備とMNOの電気通信回線設備の接続の際の設置又は改修が、技術的又は経済的に困難である場合の具体的事例を明確化すること等が考えられます。
第4章 今後の料金政策の在り方	1.料金政策に関する基本的視点			63	・ 料金政策は、接続料、ユニバーサルサービス基金制度等の隣接する制度との関連性が特に強いいため、関連する他の制度への影響等について十分に配慮の上、見直しの検討を行う必要があるものと考えます。
	2.プライスカップ規制の在り方	(1)制度趣旨と市場構造の動態的变化		64	・ プライスカップ制度には、特定電気通信役務の料金の公平性を確保し、消費者利益の確保を維持するという目的のみならず、NTT東西と接続事業者の間の公正競争環境の整備を促進するという観点が必要不可欠です。
		(2)制度見直しの必要性	1)IP網への移行期における基準料金指数の在り方の検討	65	・ そのため、プライスカップ制度の緩和を行う場合には、会計の透明性の確保、不当な内部相互補助の防止、経営効率化インセンティブの確保のための代替制度の整備を条件とすべきと考えます。
			2)加入者回線サブバケットの廃止の検討	65	・ また、ユニバーサルサービス制度との関係において、料金の低廉性を確保する観点から、プライスカップ規制を適用することの是非について検討を行うことが適当とする報告書案に賛同します。
			3)ユニバーサルサービス制度との関係に関する検討	66	
	3.新しい料金体系への対応の在り方	(1)料金設定における不適正事案に関するガイドライン		68	・ ドミナント規制、共同的市場支配力及びレバレッジの行使に関する制度整備とあわせ、料金設定における不適正事案に関するガイドラインを策定することは有効であると考えます。 ・ 例えば、レイヤー型競争モデルの進展により、電気通信事業分野以外に主軸をお

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
		の策定			<p>く企業の電気通信市場への参入が想定され、そうした事業者においては電気通信事業分野以外から得た収益による相互補助等により、競争事業者の事業運営を困難とする料金設定を行うような事例が出現してくることも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従って、不適正事案を類型化しガイドラインに記述することで、こうした反競争的行為を事前に防止する必要があるものと考えます。</li> </ul>
		(2) 役務別会計の見直し		68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、NGN への移行が進展していく中、次世代サービスとレガシーサービスとの間の相互補助の有無等について、厳格な検証を行っていくことが公正競争条件を確保する上で不可欠です。そのためには、現行の役務別会計制度を見直し、より精緻な役務別会計制度を実現する必要があります。</li> <li>・ なお、役務別会計は競争を阻害する不当な行為(不当な内部相互補助等)を監視するためのツールの一つであり、支配的事業者にのみ義務を課することが適当であると考えます。</li> </ul>
		(3) 料金の多様化に対応した利用者利益の保護	1) ベストエフォート型サービス料金の在り方の検討	69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低帯域保証型サービスメニューの設定について、ネットワーク中立性の議論とあわせて検討する必要があるものと考えますが、事業者が独自の戦略のもと、ユーザーニーズに応じた様々な料金設定を行えるよう環境整備をすることは重要であると考えます。</li> </ul>
	2) 利用者保護法制の拡充		69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者保護法制については、電気通信事業法においても各種規定がなされているところであり、通信サービスという多数の利用者を抱える社会的インフラを提供している通信事業者にとって重要なものであると理解しています。</li> <li>・ 報告書案において、新たな利用者保護法制の整備について検討を進めるとありますが、本件の検討にあたっては実際に運用を行う事業者の事業運営への影響についても十分に分析を行った上で検討を進めて頂くことを希望します。</li> </ul>	
	3) 標準的な料金バスケットの開発		70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「可能な限り中立的な標準的な料金バスケットを用いた料金指数の開発」を行うとする報告書案の考え方に賛同します。なお、各種料金の比較等は日本国内の比較のみならず、海外における料金との比較が行われるケースも想定されることから、</li> </ul>	

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見	
					例えば OECD のバスケットモデル等の国際的に用いられている料金モデルとの整合性という観点も加味した上で開発を進めて頂く必要があるものと考えます。	
第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方	1.ネットワーク構造の変化とネットワークの中立性	(1)ネットワークの中立性の原則		71	・ 「IP時代の垂直統合型ビジネスモデルを前提にした場合、IP網の利用については、利用者の観点に立ち、ネットワークの中立性(network neutrality)を確保していくことが求められる」という報告書案の内容に賛同します。	
		(2)政策評価パラメータとしてのネットワークの中立性		71	・ また、政策評価のパラメータとして「ネットワーク利用の公平性」及び「ネットワークコスト負担の公平性」という2点を掲げられていることは適切であると考えます。	
	2.ネットワーク利用の公平性	(1)レイヤー間のインターフェースのオープン化	1)エンド側にインテリジェンスを持ったIP網		72	・ ネットワーク側とエンド側の双方においてインテリジェンスを実装可能とするため、「ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除する必要がある」という報告書案の考え方に賛同します。
			2)ネットワーク(通信レイヤー)側にインテリジェンスを持ったIP網		73	・ この点からも、NTT東西のNGNに関しては、当初より全ての設備・機能を指定電気通信設備として指定し、NGNの各機能についてアンバンドルを実施するとともに、十分なオープン性を確保することが必要と考えます。
3)自由なインテリジェンスの実装形態の実現				73		
	(2)上位レイヤーに対するオープン性の確保	1)プラットフォーム機能のオープン化		74	・ 上位レイヤーへの市場支配力濫用を避けるため、「NTT東西の次世代ネットワーク構築に関し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの円滑な流通を確保する観点から、プラットフォームレイヤーの機能のオープン性を確保し、各レイヤー間のインターフェース等のオープン化を図るという政策対応が特に必要」という報告書案の考え方に賛同します。(指定電気通信設備制度におけるプラットフォーム機能の考	

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>え方については、第3章第3項(4)2)の意見を参照願います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更に、図表12・13・15ではプラットフォームレイヤーはネットワーク側に含まれることとされ、上位のエンド側との接続はプラットフォームレイヤーを介して行うことが想定されていますが、自由なインテリジェンスの実装形態の実現という観点からいって、これは不相当と考えます。</li> <li>・ コンテンツプロバイダー及びアプリケーションプロバイダーによっては、有効なプラットフォーム・サービス機能をあわせて提供することが可能であると考えられるため、上位のエンド側との接続点はプラットフォームレイヤーだけでなく、通信サービスレイヤーにおいても設置されることが必要と考えます。</li> </ul>
			2)特定のアプリケーション機能に係る利用制限の妥当性の検証	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定のアプリケーションや通信パケットについて利用制限を加えることは、QoS 確保の問題、利用者間の公平性確保の問題、通信の秘密の侵害の問題等、様々な観点からの検討が必要であり、まずは、関係者からの意見収集及び事例の収集を通じて、検討を深めていくことが必要であると考えます。</li> </ul>
		(3)下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保		75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークに損傷を与えないという原則等に合致する限り、多様な端末が自由にネットワークに接続され、端末側でのサービス制御が行われるという選択肢を認めることが望ましいという報告書案の考え方に賛同します。</li> <li>・ 端末側の基本機能確保や、認証制度の在り方等については、既存の標準化団体等の枠組みを活用することを念頭に、検討を進めることが適当であると考えます。</li> </ul>
	3.ネットワークのコスト負担の公平性	(1)IP トラフィックの急増に対応した通信網増強の必要性	1)パケット通信量の加速的増加の背景	77	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラフィック増加等に伴う通信網の増強に係るコストに関しては、基本的に通信機器や通信技術等の進歩により吸収することが可能と考えます。</li> <li>・ ただし、移動体アクセス網及び端末分野においては、周波数帯域の制限等の理由により、技術の進展によっても追加コストを十分に吸収できない可能性が考えられます。</li> </ul>
			2)中立的なコストシェアリングモデルの必要性	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信網増強に係るコストシェアリングモデルに関する議論は、技術革新による帯域</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>圧縮技術の導入、ユーザ間の公平性確保の問題、市場におけるプレイヤー間の公平性確保の問題等、様々な論点での検討が必要であるとともに、IP ネットワークにおける多様なサービスの登場の可能性を考慮すると、現時点で統一的なルールを策定することは極めて困難であると想定されます。よって、まずは問題となる事例の収集から着手し、ファーズタディを行うことが適当であると考えます。</p>
		(2)市場メカニズムとコスト負担の在り方	1)帯域別料金の妥当性	78	
			2)リッチコンテンツの配信に係る追加的料金徴収の妥当性	79	
			3)コストシェアリングモデルと急速な技術革新	80	
	5.今後の検討の在り方			81	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP トラフィックの将来動向の見通しや IP トラフィック把握手法等について総合的に検証し、ネットワークの中立性の問題点及びその対応に関して、ファーズタディを行うことに賛同します。</li> </ul>
第6章 その他の検討すべき政策課題	1.端末レイヤにおける競争促進の在り方	(1)IP 化に対応した端末機能に関する競争環境の整備		83	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP 化に対応した端末機能に関する競争環境の整備を行うとする報告書案に賛同します。</li> <li>なお、IP 化に対応した端末機能の標準化を進めるにあたっては、既存の標準化団体の枠組みを可能な限り活用すべきと考えます。</li> </ul>
		(2)携帯端末市場における競争促進	1)現行ビジネスモデルの課題	84	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売奨励金や SIM 機能の在り方については、市場原理に基づき事業者が個々に判断すべき問題であり、事業者が自由に戦略を選択できるような環境整備を行うべきと考えます。</li> <li>本件については、ユーザ、端末ベンダー、販売店、事業者等多くのステークホルダーが関係する問題であり、慎重に議論がなされるべきと考えます。そうした観点から、本件について、幅広く関係者の参画を得た形で検討の場を設けるとする報告書</li> </ul>
2)市場活性化に向けた取組みの必要性	84				

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>案に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、仮に販売奨励金の廃止や SIM ロックの解除に関して新たなルールを策定することとなった場合には、事業者間の競争環境への影響についても十分に調査、分析を行った上で決定すべきであると考えます。</li> </ul>
	2.紛争処理機能の強化	(1)紛争当事者の範囲の柔軟な見直し		89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP 化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者との間における紛争事案等についても、紛争処理機能を扱うことができるよう、機能強化を図ることが適当であるとの報告書案の内容に賛同します。</li> </ul>
(2)紛争処理事案の範囲の見直し			89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただし、取扱事案の範囲の拡大は、電気通信事業以外のビジネス領域にも紛争処理委員会が関与していくことを意味することから、そうした観点からは、公正取引委員会等の他の行政機関との連携の強化がこれまで以上に必要になってくるものと考えます。</li> <li>・ また、紛争処理委員会の機能向上という観点では、電気通信関連技術や経済学等に関するさらなる専門性の向上が不可欠であると考えます。</li> </ul>	
(3)意見申出制度の改善			89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見申出者の情報を開示しない仕組みを導入することについて賛同します。こうした制度の導入により、意見申出者の権利が保護され、意見申出の件数も増加する可能性があるものと考えます。</li> </ul>	
	3.ユニバーサルサービス制度の見直し	(1)IP 化に伴うユニバーサルサービス制度見直しの必要性		90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「今後 PSTN から IP 網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲やそのコスト算定の方法等について、これに先んじて前広に検討に着手することが必要である」とする報告書案の内容に賛同します。</li> <li>・ なお、ユニバーサルサービス制度の見直しにあたっては、競争中立性及び技術中立性を確保するという視点が不可欠です。具体的には、補填額が膨らむことによる電気通信事業者及びユーザの負担増大を避けること、及び必要以上に現在の PSTN を保護することにより IP への移行の障害を避けることが必要と考えます。</li> </ul>
		(2)見直しに際しての基本的視点		90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更に、報告書案にもあるとおり、今後サービス面でユニバーサルサービスを規定し</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					ていくことには限界があるため、ユニバーサルアクセスという概念を導入し、ユニバーサルアクセスの確保を見直しの中心とすることが適切と考えます。なお、検討に際しては、報告書案にある、「真に確保されるべきブロードバンドアクセスとはどのようなものか、その要件について厳格化を図るとともに、コスト算定モデルの在り方についてもあわせて検討を行う必要がある」というアプローチが有効であると考えます。
		(3)見直しに向けた検討スケジュール		92	・ユニバーサルサービス基金制度の見直しについては、平成17年10月25日情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」において「今次見直し後の基金制度については平成17年度から19年度まで用いることとし、平成20年度以降の計算については必要な見直しを行っていくことが適切である」とされているところであり、当初のこのスケジュールを維持するとともに、IP化の進展状況に合わせて適切な対応が可能となるよう、前広に検討を進めて頂くことが適切と考えます。
	4.市場退出ルールの明確化			93	・市場退出ルールに関して、現行制度の問題点を整理し、ガイドラインを作成することに賛同します。 ・今後、規制緩和による参入障壁の低下やMVNOの進展等によって、多種多様な事業者が新たに電気通信市場に参入することが想定されているところです。一方で、電気通信業界における競争は激化しており、市場からの退出を余儀なくされる事業者も出てくるものと想定され、そうした場合における利用者保護の在り方について、より具体的なルール整備を行っておくことは有効であると考えます。
	5.その他行政に求められる事項	(1)競争ルールの透明性の確保		94	・「競争政策ポータルサイト」を開設し、総務省ホームページにおいて公表するとする報告書案に賛同します。 ・具体的には、各種ガイドライン等の一覧や、各種ルールの策定、見直しに関する議論の変遷の一覧等の掲載を要望します。
		(2)電気通信		94	・国際間のインターネット接続料金に関する問題については、ITU等にて行われてい

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
		番号の在り方			る議論の方向性と歩調を合わせて進めることが重要であると考えます。
		(3)国際的に生じる課題への対処		94	・ 規制の国際的整合性の確保は、市場のグローバル化を考慮した場合に重要であり、「各国の競争ルールの整合性が確保されなければ国内ルールの有効性が著しく減じられる可能性も否定できない」とする報告書案の内容に賛同します。
		(4)競争ルールの国際的整合性の確保		95	・ 規制の国際的整合性の確保の観点から、日本からの情報の発信のみならず、日本の制度設計において海外のベストプラクティスも積極的に参考とすべきと考えます。
					<p>【事業用電気通信設備規則の規制緩和要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状、事業用電気通信設備規則第11条では、停電時に通信が停止しないように自家用発電機又は蓄電池の設置を義務付けていますが、FTTR サービスにおける加入者回線設備等の一部設備については現状の電力供給状況や設備の特性等を考慮し(詳細は以下を参照)、技術適合基準を緩和して頂くことを要望します。</li> </ul> <p>【見直しを要望する理由】</p> <p>(1)当該条文が規定された当時に比べ停電の発生率は低下しているものと考えられる状況で、長時間用蓄電池が過剰な設備となり、結果として料金面における利用者の負担増を招く恐れがあること。また、停電時には宅内機器側(TA等)が使えないケースもあること。</p> <p>(2)停電時の利用制限等注意事項を事前告知しておくことにより、現状は様々な通信手段の発達している中、他の通信手段(移動体通信等)を利用することが可能であること。</p>
第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて				96	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書案において示されている各種検討事項について「競争促進プログラム2010」の中で、着実に推進して頂くことを要望します。</li> <li>「競争促進プログラム2010」においては、多数の検討会等が発足されるものと想定されますが、総務省においてはこれらの多数の案件を推進していく上で必要な各</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	頁	意見
					<p>種リソースを適切に確保の上、着実に政策策定を行って頂きたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、報告書案にもあるとおり、「競争推進プログラム2010」を進める過程において、検討事項ごとの定期的なモニタリング、審議会へのプログレスレポートの実施や、必要なりボルピングを実施することは有効であると考えます。</li> <li>・ 更に、通信関連法制の総合的な見直し及び通信・放送の融合法制について検討を行うことは重要であり、2010年に向け着実に検討を進めて頂くことを希望します。なお、検討に際しては、通信・放送の融合が進展する中で、如何に公平な事業者間の競争環境を整備するかという観点を失うことなく、検討を進めて頂くことを希望します。</li> <li>・ なお、電気通信市場における真にフェアな競争環境を整備するためには、「競争促進プログラム2010」における検討だけでなく、最終的には弊社共にて主張していますように、NTT グループの構造分離、資本分離を伴う「ユニバーサル回線会社」の設立が必要であると考えます。( 詳細は、本意見書添付資料「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会ヒアリング資料(平成18年2月1日:該当箇所抜粋)」を参照願います。)</li> </ul>

以上